知って得する! 林業特集

問農林課 農地林務係 **☎**773−6663

木を使う補助金

・南魚沼の木で家づくり事業 ~市内産木材の活用に向けて~

Ī	概要	個人住宅の新築、増築で使う市内産木材の購入費の1/3 (上限50
		万円)を補助。
	申請	市内の工務店が申請。まずは市内の工務店にご相談ください。

・ふるさと越後の家づくり事業(県事業) ~新潟県も木材利用を応援します~

細亜	個人住宅の新築、増築、改築で使う越後杉ブランド材の使用量に応
概要	じて補助。(10万円~40万円、条件により加算あり、最大99万円)
由軸	工務店が申請。まずは工務店にご相談ください。市内産の木材を使
申請	えば「南魚沼の木で家づくり事業」との併用可。

・ペレットストーブ等設置補助金事業 ~人と環境にやさしく暖める~

椒	ペレットストーブの設置に対して、個人は経費の1/4(上限10万
	円)、集会所・農業用施設は費用の1/3(上限15万円)を補助。
由語	農林舞に由語 (由語書かどけ 市ウェブサイトからダウンロード可)





牧之保育園にペレットボ イラーを設置しました

森を育てる補助金・交付金

- 民有林保育事業 ~森林をお持ちの人へ、森林整備をお手伝い~ 林を手入れする委託経費を補助します。補助率は、国・県・市を合わせて最 高で80%です。(補助率は、林の状況や作業内容によって変わります) まずは南魚沼森林組合〔大原〕 ☎783-3349 にご相談ください。
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ~ 荒れた里山の再生へ~ 森林整備を中心とした地域団体の共同活動に対し、交付金を交付します。森 林の下刈りや間伐、作業道の整備などが対象。詳しくは、越後ふるさと里山林 協議会ウェブサイトをご覧いただくか、農林課にお問い合わせください。



~こんな時は届出・報告が必要です~

事前に届け出るもの

森林の土地を売りたい、 森林の近くで焼畑や害虫駆除 他人へ贈与したいなど

水源地域の保全に 関する県の条例

森林の譲渡などをす る人が対象。(相続は対 象外)契約などの30日 前までに届出が必要。

などのために火入れをしたい

火入れ許可申請

森林から1km以内 の場所が対象。火入れ をする30日前までに 申請が必要。

※野焼を許可するもの ではありません

山に入って 木を伐りたい

伐採届出制度

過度な伐採を防ぐた めの制度。伐採する 30日前までと伐採後 30日以内に届け出が 必要。

事後に届け出るもの

森林の土地所有者届

他人から買った

森林の土地を相続した、

新たに森林の所有者 となった日から90日 以内に届出が必要。



【問合せ・届出】 南魚沼地域振興局 林業振興課

☎772−8262





【問合せ・届出】 農林課 農地林務係 ☎773-6663

※上記の届出書などは、すべて市ウェブサイトからダウンロード可